平成２５年（フ）第２３２４号
神奈川県鎌倉市関谷1398―３
債務者　石井　勇雄
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３２５号
東京都足立区六木１丁目５―３―107
債務者　新井　勝栄（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６号
横浜市都筑区東山田２丁目32番３号　コーポアンデス101号
債務者　佐藤　　聡
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０号
東京都町田市本町田１番地公社住宅イ1345
債務者　金山　正子
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2196番地92
債務者　下元佐恵子
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目６番20号
債務者　兼城まち子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２０３号
東京都八王子市美山町1463番地みやま大樹の苑
債務者　須藤　嘉男
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４４号
東京都国分寺市戸倉２丁目24番地43伸栄ハイツ101
債務者　関口　丈雄
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４５号
東京都国分寺市戸倉２丁目24番地43伸栄ハイツ101
債務者　関口　久雄
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
東京都福生市大字福生2162番地４アーバンヒルズ福生605号室
債務者　只野　峰人
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７号
熊本県人吉市瓦屋町1625番地　立野団地３―２―４
債務者　岩切　美穂
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５４号
愛知県安城市美園町２丁目14番地９　坪田ハイツ205、住民票上の住所愛知県岡崎市牧平町字岩田２番地２
債務者　渡辺　寛慶
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
栃木県小山市大字平和109番地１　メゾンド・アランフェスＣ棟102号、従前の住所茨城県常総市向石下968番地５　ＷＥＡＬＴＨＹＣＡＳＡ106号室
債務者　白井　智美
１　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６号
熊本県山鹿市菊鹿町米原273番地１
債務者　本田　裕子
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月24日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係